

臨時休業等の取扱いについて

文部科学省からの新型コロナウイルス感染症対策の徹底等に関する通知を踏まえ、臨時休業等の取扱いについて、下記のとおり見直されました。

記

幼児・児童・生徒及び教職員（児童育成クラブ支援員を含む。）に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合における、学校（園）の対応は次のとおりとする。

- 1 感染者が判明した当日は、原則として、十分な感染防止対策を講じたうえで学校教育活動を継続することとする。

- 2 保健所による学校関係者への接触状況の調査について
 - (1) 調査結果が調査の当日に判明した場合
 - ① 濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、翌日以降も学校教育活動を継続する。
 - ② 濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌日以降、検査対象者の行動範囲（「学級、部活動、児童育成クラブ及び登校班等をいう」以下同じ。）を閉鎖する。
 - (2) 調査結果が調査の当日に判明しなかった場合
 - ① 翌日以降、感染者の主たる行動範囲を閉鎖し、その後の調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、閉鎖を解除する。
 - ② 調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌々日以降、調査結果に応じて、検査対象者の行動範囲を閉鎖する。
 - ③ 感染者が教職員（児童育成クラブ支援員を含む。）の場合は、学校（園）の全部を休業とする。

- 3 保健所による学校関係者の濃厚接触者または接触者のPCR検査の実施について
 - (1) PCR検査の結果、新たな感染者が判明した場合
 - ① 保健所の見解を踏まえたうえで、改めて閉鎖の範囲を決定する。
 - (2) PCR検査の結果、全員が陰性であった場合
 - ① 閉鎖を解除し、検査結果判明の翌日から全ての学校教育活動を再開する。